

二本松都市計画地区計画の決定（二本松市決定）

都市計画安達支所東地区計画を次のように決定する。

名 称	安 達 支 所 東 地 区 計 画					
位 置	二本松市油井字砂田、字野辺の一部の区域					
面 積	約 7. 0 ha					
地 区 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	<p>安達支所東地区は、二本松市役所安達支所を中心に、まとまった住宅地の形成や沿道型商業施設の立地、住居系や商業系の新築動向や農地転用が見られるなど、市街化が進行している地区で、東側の国道4号、西側の県道福島安達線にも近く、交通の利便性に恵まれた地区でもある。</p> <p>また、地区の現況は平坦な水田であるが、阿武隈川あだたら流域下水道の全体計画区域となっている。</p> <p>更に当該地区に新たに都市計画用途地域が設定されたことを契機に、今後、当該地区に集中して建築物が建築されることが予想され、無秩序な開発の進行や不適切な街区の形成も懸念される。</p> <p>このことから、宅地化を計画的に誘導し、合理的な土地利用計画のもとに建築物の基準を定めて、安全・安心のまちづくりを実現するために、地区計画制度を適用し、良好な居住環境の形成を図ることを目標とする。</p>				
	土地利用の方針	<p>防災性に配慮したゆとりある敷地規模と、周辺環境と調和の取れた閑静な住宅地として整備し、良好な居住環境の増進を図る。</p> <p>また、交通の利便性に恵まれた立地条件を最大限に活かし、周辺の住環境を悪化させない、消費・滞在・交流等の施設立地の誘導と居住機能が調和した複合市街地として適切な誘導を図る。</p>				
	地区施設の整備の方針	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">道路</td> <td> <p>既存の道路、河川緑地等について、周辺の自然環境と調和の取れた景観をまもり改善を進めながら、安全・安心に配慮した新たな区画道路等を整備し、閑静な市街地の形成に寄与する。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">公園</td> <td> <p>周辺の自然環境と調和の取れた景観をまもりながら、安全・安心に配慮した新たな公園、広場、緑地等を整備し、閑静な市街地の形成に寄与する。</p> <p>また、一団の土地の面積が0.1ヘクタール以上の開発事業を施行する場合には、その施行区域内に施行総面積の3パーセント以上の面積を有する緑地又は公園を設けるよう努める。</p> </td> </tr> </table>	道路	<p>既存の道路、河川緑地等について、周辺の自然環境と調和の取れた景観をまもり改善を進めながら、安全・安心に配慮した新たな区画道路等を整備し、閑静な市街地の形成に寄与する。</p>	公園	<p>周辺の自然環境と調和の取れた景観をまもりながら、安全・安心に配慮した新たな公園、広場、緑地等を整備し、閑静な市街地の形成に寄与する。</p> <p>また、一団の土地の面積が0.1ヘクタール以上の開発事業を施行する場合には、その施行区域内に施行総面積の3パーセント以上の面積を有する緑地又は公園を設けるよう努める。</p>
	道路	<p>既存の道路、河川緑地等について、周辺の自然環境と調和の取れた景観をまもり改善を進めながら、安全・安心に配慮した新たな区画道路等を整備し、閑静な市街地の形成に寄与する。</p>				
公園	<p>周辺の自然環境と調和の取れた景観をまもりながら、安全・安心に配慮した新たな公園、広場、緑地等を整備し、閑静な市街地の形成に寄与する。</p> <p>また、一団の土地の面積が0.1ヘクタール以上の開発事業を施行する場合には、その施行区域内に施行総面積の3パーセント以上の面積を有する緑地又は公園を設けるよう努める。</p>					
建物等の整備の方針	<p>適正な土地利用を促進するとともに、土地利用の方針に沿って不適当な用途の建築物が混在することを防止し、良好で健全な市街地形成を図るため、建築物等の用途の制限について定める。</p> <p>良好な市街地環境の形成や敷地の細分化の防止を図るため、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限について定める。</p> <p>魅力あるまち並み景観を創出するとともにみどり豊かな地区景観の形成を図るため、建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限、垣又はさくの構造の制限について定める。</p>					

地区整備計画	地区施設の配置・規模	道路	県道二本松・川俣線	幅員 約 12.0m 延長 約 235m	
			市道砂田 1 号線	幅員 約 9.0m 延長 約 310m	
			市道砂田 2 号線	幅員 約 6.0m 延長 約 420m	
			市道野辺 2 号線	幅員 約 6.0m 延長 約 95m	
			区画道路 1 号	幅員 約 9.0～30.0m 延長 約 212m	
			区画道路 2 号	幅員 約 6.0m 延長 約 100m	
			区画道路 3 号	幅員 約 6.0m 延長 約 67m	
			区画道路 4 号	幅員 約 6.0m 延長 約 25m	
			区画道路 5 号	幅員 約 6.0m 延長 約 90m	
			区画道路 6 号	幅員 約 6.0m 延長 約 115m	
			区画道路 7 号	幅員 約 6.0m 延長 約 195m	
			区画道路 8 号	幅員 約 9.0m 延長 約 195m	
			区画道路 9 号	幅員 約 6.0m 延長 約 90m	
			区画道路 1 0 号	幅員 約 6.0m 延長 約 100m	
	区画道路 1 1 号	幅員 約 6.0m 延長 約 45m			
地区整備計画	地区の区分	区分の名称	住居地区		
		区分の面積	約 7. 0 ha		
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅、共同住宅</p> <p>(2) 物品販売業を営む店舗、飲食店、事務所</p> <p>(3) 水泳場</p> <p>(4) 公共施設、病院、診療所、学校</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p>		
		建築物等の敷地面積の最低限度	<p>建築物の敷地面積は、200 m²以上とする。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りではない。</p> <p>(1) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地</p> <p>(2) 告示日において現に建築物の敷地として使用されている土地で、適合しないもの</p>		
壁面の位置の制限		<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの水平距離は 1. 0 m 以上とする。</p> <p>ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りではない。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の面間の長さが、合計が 3. 6 m 以下であること</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2. 3 m 以下で、かつ床面積の合計が 5 m² 以内であること</p>			

地区整備計画	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物、工作物及び屋外広告物の形態及び意匠は、周囲の環境との調和に十分配慮したものとする。
	かき又はさくの構造の制限	かき又はさくは、生垣又は透視可能なフェンス等とする。ただし、次の各号に掲げるものについてはこの限りではない。 (1) 法令において構造の定めがあるもの。 (2) 門柱 (3) コンクリートブロック造、石造の塀等で敷地の地表からの高さが1.5m以下のもの

※「区域、地区施設の配置、地区の区分は計画図表示のとおり」

理 由

当安達支所東地区は、二本松市役所安達支所を中心に、まとまった住宅地の形成や沿道型商業施設の立地、住居系や商業系の新築動向や農地転用が見られるなど、市街化が進行している地区で、東側の国道4号、西側の県道福島安達線にも近く、交通の利便性に恵まれた地区でもある。

また、地区の現況は平坦な水田であるが、阿武隈川あだたら流域下水道の全体計画区域となっている。

更に、この地区に都市計画用途地域が新たに設定されたことから、「無秩序な宅地化の防止」と「良好な居住環境の整備」に向けた、新たなまちづくり方策として、更には、これらを契機に、今後、当該地区に集中して建築物が建築されることが予想され、無秩序な開発の進行や不適切な街区の形成も懸念されることから、宅地化を計画的に誘導し、良好な居住環境の形成及び、地域活性化更には、安全・安心のまちづくりを実現するために、合理的な土地利用計画のもとに建築規制のルールを地区の実情に応じて設定し、良好な居住環境の形成を図るため、地区計画を決定する。

都市計画の決定に係る土地の区域

1 新たに都市計画に含まれる土地の区域

福島県二本松市のうち

油井字砂田、字野辺の一部の区域